

12. 管理運営

今回の自己点検・評価活動においては、前回の点検・評価結果を踏まえた上で、管理運営の適正化および効率化を図る観点から、次の到達目標を設定して、目標達成に向けての点検評価を行う。

第1に、学長を中心とするガバナンス、すなわち、学長、学部長・研究科長がリーダーシップを発揮できる管理運営体制、を改革・改善する。

第2に、その目的に向けて、学長、学部長・研究科長等の選任における任命制を維持し、理事会はよりその効果を発揮できるように教学運営に十分な配慮を行う。

第3に、大学の運営については、教授会の民主的な運営を前提として、3学部運営体制を確立すると共に、学部教授会と全学教授会、ならびに研究科委員会の権限、審議事項等に関して必要に応じて見直しを行い、互いの役割を明確にすると共に、十分な連携関係の構築を図る。

第4に、将来に向けての学部学科・研究科の設置・変更、教育課程および教員人事等の改革・改善等、重要事項に対しては、全学的な検討体制を構築して十分な検討を行うと共に、全学的な合意を図って積極的な改革・改善を推進する。

(一) 大学全体

(1) 学校法人理事会と教学組織との関係

本学校法人の運営は、中期経営計画（マスタープラン）およびそれに基づく財政計画に沿って行われている。マスタープランは5年計画で策定され、3年毎に見直しをされる仕組みになっており、2007年度からは第4次マスタープランがスタートし、現在に至っている。

第4次マスタープランの策定は、理事長の諮問に基づき、各設置校で原案を作成し、改革推進室を窓口とする法人事務局で調整され、法人全体の教職員の公聴会を経て、(大学に関する部分は全学教授会で了承されて) 理事会が決定した。

本章2. (1) -3 (B) に述べたように、第4次マスタープランに基づく具体的な教育研究面の施策は、大学および短期大学部の場合は、各学科、もしくは担当各委員会等から、年度末にアクションプログラムとして提出され、最終的には全学教授会の審議を経て実施に移される。実施結果は中間報告および最終報告として報告され、学内では予算委員会・自己点検評価委員会で評価・点検されると共に、改革推進室を窓口とする経営懇談会（常任理事会メンバーで構成）での評価・点検という2重のルートを通過するPDCAサイクルによって、次年度の改善へと繋げていく仕組みになっている。

教員の人事については、各学部教授会、もしくは、合同研究科委員会での選考に基づき、学長が裁定して理事長に推薦し、理事長が決定する仕組みになっている。

・教学組織と学校法人理事会との連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

学長は常任理事会、並びに理事会のメンバーであり、本学運営上の重要な運営方針・運営事項の決定に際しては、予め常任理事会メンバーで構成する経営懇談会等で十分に意見交換を行い、学内決定事項に関する理事会での審議に際しては、学長から説明を行う。

このように、学校法人の管理運営上の最終決定権は理事長にあるが、大学内の具体的な管理運営の実施面については学校法人と適切に機能分担を行いつつ、密接な連携協力関係のもとに大学の管理運営が行われていると言える。

一方、学校法人の運営事項のうち、本学の運営と密接に関連する事項の理事会での審議・決定に関しても、学長が予め経営懇談会等での討議に参加すると共に、常任理事会、理事会での審議に参加しており、学校法人の運営に関しても、本学とは良好な連携関係にある

と言えよう。

(2) 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続き

(イ) 学長・学部長、研究科長の選任手続きの適切性、妥当性

学長の選任は、まず常任理事会で候補者の選定が行われ、理事会の審議を経て理事長が決定する。任期は3年で、重任可となっている。

学部長の選任は、学長が学内の意見を徴して候補者を選定し、学長の推薦に基づいて理事長が決定する。平成21年度以降の学部長の選定においては、学長が学内の意見を徴する際には、工学部・情報工学部の場合は各学科が2名、計8名の意見具申者を推薦し、社会環境学部の場合は4名の意見具申者を推薦し、学長が学部ごとに意見具申者の意見を徴して候補者を選定する仕組みを試行している。

また、学科長の選任は、各学科の推薦に基づいて学長が候補者を選定し、理事長に推薦して理事長が決定する。

その他の役職教員（教務部長、学生部長、研究科長、総合研究機構長等）の選任は、学長が候補者を選定し、学長の推薦に基づいて理事長が決定する。

これらの教員役職者の任期は、学科長（1年）を除き2年であり、重任可となっている。

(点検・評価)

前回の第三者評価の際に、学長が候補者を選定し理事長が決定する現在の仕組みにおいては、例えば、信任投票等、学内意見を反映する何らかの仕組みが必要ではないかという指摘があった。

しかし、現在のような厳しい状況の下にある私立大学においては、難局を乗り切るには、学長・理事長の強力なリーダーシップが必要であることは論を俟たない。

ただし、学部長・学科長に関しては、学部内の運営に密接に関与することから、学部内の意見をある程度は反映する選定の方法が適切であろう。現在試行中の上記の選定方法では、学科長の選定には当該学科の意見が重視され、学部長の選定に際しても各学科から推薦された意見具申者を通じて学内意見が重視される仕組みになっている。さらに、学部長の選定は2年ごとに行われるため、重任する場合には信任が問われることになる。

このように、現在試行中の方式は、推薦方式と投票方式のそれぞれの欠点がある程度補う中間方式であり、現在の難局に立ち向かうには適切であろう。

(ロ) 学長権限の内容とその行使の適切性

学長は大学における最高責任者であり、全学教授会の議長として全学共通の重要事項の審議を主催すると共に、学内運営に関する諸決裁を行う。

しかしながら、本学は学校法人に所属する一構成単位であることから、最終決定権は理事会の議長である理事長にある。

このような法人との関係については、前述の(1)項で述べたように、密接な連携協力関係の下に運営されており、学校法人内の大学としての本学における学長の権限の内容とその行使は適切であると考えている。

(ハ) 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の妥当性

本学は大学院重点大学ではないことから、教員はいずれかの学科に所属し、その中から本学で定めている大学院における教育研究を行う資格を満たす教員が大学院における教育研究に従事する。

したがって、学部・学科の運営と学士課程の教育研究に関する事項は各学部教授会で審

議されるが、そのなかの全学共通の重要事項は全学教授会で審議される。また、大学院の運営と大学院課程に教育に関する事項は各研究科委員会で審議され、そのなかの大学院共通の重要事項は合同研究科委員会で審議される。合同研究科委員会の議長は、現在は社会環境学研究科には修士課程しか設置されていないことから、工学研究科長が勤めることになっている。

全学教授会の議長は学長が勤め、各学部の最高責任者である学部長は各学部教授会の議長を勤める。同様に、各研究科の最高責任者である研究科長は各研究科委員会の議長を勤める。

各学部教授会での審議結果、および合同研究科委員会での審議結果は全学教授会で報告・了承される。

全学教授会もしくは各学部教授会に提出される議題については、学部長、学科長、研究科長を含む教員役職者から構成される部科長会で、予め討議・了承される。

一方、研究科委員会に提出される議題については、研究科長が主催する専攻主任会で、予め討議・了承される。

このように、本学の学部長および研究科長の権限と役割分担は適切であると言える。

(二) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

本学では、規定上は学長補佐を置くことができることになっているが、現在は置かれていない。学長の補佐体制としては、全学教授会で設置が認められた学長の諮問機関である「運営協議会」がその機能を務めている。

運営協議会の構成員は、3 学科長、2 研究科長、教務部長、学生部長、および総合研究機構長等の学内教員役職者と、事務局の事務局長および各事務部長であり、法人サイドとの連携・調整をもとりつつ、大学の運営全般に亘る討議を行うのに十分な体制になっている。

運営協議会で討議・了承された重要事項は、担当の委員会で具体的に検討され、最終的には教授会・研究科委員会で審議・決定されて実施に移される。

このように、本学における学長補佐体制とその活動は適切であると考えられる。

(3) 教授会、研究科委員会

(イ) 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学の管理運営の中心となる教授会は、学校教育法第 59 条、福岡工業大学学則第 7 条および福岡工業大学教授会規程の定めに基づき設置されている。各学部教授会は原則として月 1 回の定例会議とし、また全学に共通する重要事項を審議するために全学教授会を、定期的（4、7、10、1、3 月が通例）に開催している。全学教授会、各学部教授会ともに、教授、准教授、講師および助教の全員を構成員とし、民主的な会議運営を行っている。

教授会の審議事項は、学則第 8 条、教授会規程第 3 条において規定されている。すなわち、学則等重要規程の制定改廃、学部学科の設置改廃や教育・研究施設の設置改廃さらに予算概算要求や学生定員といった全学に亘る重要事項は全学教授会で、学部の教育課程、学生の進級・卒業、入学試験、学生の賞罰や学生生活、教員人事等、学部独自の事項は学部教授会で審議される。また、全学の組織として教授会の下に部科長会、教務委員会、学生委員会等、各審議事項に応じた委員会が組織化されており、教授会の審議に先立ちその原案を作成することとなっている（教授会規程第 7 条）。

なお、各学部教授会の審議結果は全学教授会に報告され、了承を得ることになっていることから、各学部での決定事項は全学に周知され、意見交換の対象になっており、本学における学部教授会の役割とその活動は適切と判断される。

(ロ) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

本学では、他大学の評議会もしくは連絡協議会は置かず、全学教授会がその役割を果たして、学内における全学的審議機関となっている。全学教授会と各学部教授会との役割分担および連携関係は、上の(イ)に述べたように、教授会規定第3条で定められており、適切と判断される。

加えて、他大学の全学的審議機関とやや似た形態を採っている会議体として、福岡工業大学教授会規程第7条に基づく、部科長会が存在する。会議運営のルールは、福岡工業大学部科長会規程に定められており、構成員は、学長(議長)、各学部長・研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、情報処理センター長、総合研究機構長、各学科長から成り、全学の組織をカバーしている。全学及び各学部教授会の下部組織として議題、および議事内容の調整を行う委員会ではあるが、大学全体の連絡調整機能をも果たしており、教学運営の最終審議機関では無いものの、本学運営の中核的な役割を果たしている。

(ハ) 大学院研究科委員会と学部教授会との間の相互関係の適切性

本項目の現状については、上記(2)(ハ)項で述べたとおりであり、現状では相互関係は適切であると考えている。

(4) 大学の意思決定のプロセスの確立状況とその運用の適切性

上記のように、本学の管理運営はマスタープランに沿って行われるが、その具体的施策の提案は2通りのルートでなされる。1つは、学長の諮問機関である運営協議会で討議・了承された施策が、担当委員会等の検討を経て具体的施策案として提案されるルートで、もう1つは、各学科・専攻や各委員会からアクションプログラムを通じて提案されるルートである。

いずれのルートで提案された具体的な施策も、部科長会等の学内の検討を経て、最終的には全学教授会で審議・決定、または報告・了承されて実施に移される。

このように、本学における意思決定のプロセスは確立されている。

(点検・評価と改善方策)

現在の全学的審議機関が全学教授会であるという、本学におけるこのような民主的な運営方式は、平和・平常時には、本学の規模の大学においては適切と思われるが、緊急時に最終審議が遅れる可能性を秘めているという欠点をも内蔵している。

現在、この欠点を補う運営方式の改善について、将来計画ワーキンググループ等で検討中である。

(5) 管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

本学では、教育研究に関する外部評価委員会の設置とその活動については、JABEE コースの認定・保持の必要条件の一つに挙げられていることもあり、全学的に浸透しつつある。

しかし、管理運営に関する学外有識者の関与に関しては、管理運営上の最終決定権が学校法人にあることから法人全体での取り組みとして行われ、法人理事会および法人評議員会への外部有識者の参加の他に、種々の形で実施されている。

(6) 法令遵守等

(イ) 関連法令等および学内規定の遵守

関連法令等および学内の規定整備については、制定・改廃の必要都度各委員会等で原案

を作成し、定例の部科長会・教授会及び毎月開催される理事会等で審議を行っている。また、学内周知においては、一定期間学内掲示を行うとともに、必要に応じ部科長会等で改正等の内容の報告を行っている。

規程集を各学科に設置しており、制定・改廃が行われる都度速やかに規定の差し替えを実施している。このように法令等の周知徹底は適切に行われている。

(ロ) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

法令に基づき「個人情報保護に関する規程」を制定（平成 17 年 4 月 1 日施行）するとともに、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文科省：平成 18 年 2 月 1 日改訂版）を全教職員に配付している。また、新規採用者においては採用時研修においてこの規定等を配付し説明を行い、個人情報の適切な保護に努めている。

公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するため公的研究費に係る不正を調査する公的研究費不正調査委員会を設置した 22 条からなる「公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」を制定（平成 19 年 10 月 26 日施行）し、不正行為の防止に努めている。

(二) 工学部

本学部の教育関連事項、入試選考、教員人事、予算等、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を円滑に実施するために、能率良く合議を得ることを目標としている。

(1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会メンバーは、教授 31 名、准教授 21 名、(常勤) 講師 5 名、助教 2 名の計 59 名となっている。職階の差による権限の格差はなく、全構成員が平等の発言機会、決定権を有している。ほとんどの重要事項について、規則・慣行が整備されているので、比較的短時間に審議は終了しており、運営上特に問題はないと判断される。

(2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会の議長は、学部長が議長を担当し、教務委員会、学生委員会、入試委員会、人事選考委員会等の議案を審議決定する。各学科との連携のため、非公式に 4 学科長との協議会を不定期に開催しており、運営面で特に問題はないと判断している。学部長固有の権限はほとんどないが、わずかに、工学部予備費の使途を 4 学科長の了解のもとで決めることができる。この費目を用いて、平成 18 年度、19 年度にグッドホームページ賞(学科、個人)、出前授業功労賞の表彰を実施した。

(点検・評価と改善方策)

現在学部固有の事務体制がなく、学部長に過大な任務、事務処理が課せられる実状がある。今後、教育問題、志願者対策等その業務がますます増大する中で、学部長の業務を支援する事務体制が必要である。

(三) 情報工学部

本学には、全学教授会と学部教授会がある。これらが民主的に運営されることは当然として、両者間の権限、審議事項等の調整を行い、更には学部教授会と学部長の役割を明確にすることによって、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を機能的に推進できるようにすることを到達目標とする。